

松浦市工業団地造成事業経営戦略

団 体 名 : 松浦市

事 業 名 : 松浦市工業団地造成事業特別会計

策 定 日 : 令和 3 年 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事 業 開 始 年 月 日	平成23年10月21日
職 員 数	0 人	事 業 の 種 類	内陸工業用地等造成事業
施 工 地 区	松浦市今福町北免		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	特になし。	
	イ 指定管理者制度	特になし。	
	ウ PPP・PFI	特になし。	

(2) 土地造成状況等

施 工 地 区 名	松浦市東部工業団地	
土地造成状況 (平成25年度までに造成) (令和10年度までに売却) *1	ア 総 事 業 費	810,894,000 円
	イ 総 面 積	105,168 m ²
	ウ m ² 当たり造成予定単価 (ア / イ)	7,710 円/m ²
	エ 売 却 予 定 代 金 *2	278,148,360 円
	オ 売 却 予 定 面 積	63,145 m ²
	カ m ² 当たり売却予定単価 (エ / オ)	6,000 円/m ²
	キ 事 業 費 回 収 率 (エ × 100 / ア)	34 %
元 利 金 債 発 行 状 況 (令和3年度までに償還)	発 行 額 累 計	591,300,000 円
造成地処分状況 (平成28年度) ※直近年度分を記載	ア 売 却 代 金	278,148,360 円
	イ 売 却 面 積	46,358 m ²
	ウ m ² 当たり売却単価 (ア / イ)	6,000 円/m ²

*1 造成が開始された地区であって処分が完了していない地区について記載すること。

*2 一部売却済の土地については、当該土地の売却価格とすること。

売出土地については、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額とすること。

未売出土地については、完成後の販売予定価格、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額又は近傍類似の土地の価格変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額とすること。

(3) 現在の経営状況

事業費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	34%	H30	34%	R1	34%
企業債残高 ※過去3年度分を記載	H29	108,665千円	H30	80,110千円	R1	51,554千円
上記のうち満期一括 償還企業債残高 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
上記のうち、5年以内に 償還期限が到来するもの ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
売却用土地の時価評価(相当)額 ※過去3年度分を記載	H29	96,861千円	H30	109,195千円	R1	110,049千円
企業債償還のための 積立金残高 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
他会計補助金累計額 ※過去3年度分を記載	H29	226,068千円	H30	306,177千円	R1	335,130千円
売却予定地計画 年度経過率 ※過去3年度分を記載	H29	27%	H30	27%	R1	27%

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】
 造成費用が先行し、企業誘致による進出企業への土地売却が現時点で見込めていない。平成25年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

(4) 賃貸方式により造成地等を活用する場合における活用状況

公共工事等の仮設の資材置き場等、一時的に目的外使用により賃貸を行っている。

2. 将来の事業環境

(1) 周辺の社会経済情勢の状況

※周辺の社会経済情勢について、予測の方法(考え方)等も含め分かりやすく記載すること。

令和2年10月期における長崎県内経済情勢報告(長崎財務事務所)によると、経済情勢の総括判断は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、一部持ち直しの動きがみられる」となっている。先行きについても各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。
 企業収益は、「令和2年度は、増益見込み」となっており、全産業で前年比23.4%の増益見込みとなっている。一方、設備投資については、「令和2年度は、減少見込み」とされており、全産業では、前年比0.4%の減少見込みとなっている。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待されるが新型コロナウイルス感染症の影響がある中、地域経済に与える影響に十分注意する必要がある。

(2) 土地造成・処分の見通し

※現在造成している土地処分の見通しと(1)を踏まえ、企業誘致活動の状況等の土地造成、処分の見通しを記載すること。
平成25年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

施 工 地 区 名	松浦市東部工業団地					
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
造成実績・計画						
造成面積(m ²)						
処分実績・計画						
売却面積(m ²)				7,287		7,287
売却単価(千円/m ²)				6,000		6,000
土地売却収入(千円)				43,722		43,722
当該年度末(予定)未売却面積(m ²)				9,500		9,500

(3) 組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

該当なし

3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
造成費用が先行し、造成完了後、土地の売却代金が収入となるため、早期の土地の分譲が必要。平成25年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今後投資の計画はない。
-----	-------------

※計画期間内に実施する主な投資の内容(造成地区名、時期、金額など)について、図表なども適宜用いながら、分かりやすく記載すること。
※また、収支計画の策定に当たって反映した取組について、内容(対象造成地区、時期、金額など)を記載すること。

<取組例>

- ・既存の造成計画の見直し
- ・新規の造成計画
- ・民間の資金・ノウハウ等の活用に関する事項
- ・その他

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	歳出は、起債の償還のみとなっている。 償還の財源は、一般会計からの繰入金及び分譲収入を充てているため、早期の分譲を目指す。
-----	--

※財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の積算の考え方等について記載すること。

※また、収支計画の策定に当たって反映した財源確保の取組について、内容(対象造成地区、時期、金額など)を記載すること。

<取組例>

- ・土地売却の促進
- ・売却単価の設定
- ・資産の有効活用(例:遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、太陽光発電など)に関する事項
- ・その他

歳出は、起債の償還のみとなっている。

償還の財源は、一般会計からの繰入金及び分譲収入を充てているため、早期の分譲を目指す。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※投資以外の経費(委託料、人件費など)の積算の考え方等について記載すること。

※また、収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組(包括的民間委託、指定管理者制度の導入等の取組も含む。)について、内容(対象地区、時期、金額など)を記載すること。

<取組例>

- ・委託料に関する事項
- ・職員給与費に関する事項
- ・その他

投資以外の経費について、該当なし。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

既存の造成計画の見直し	既存の造成計画の見直しはない。
新規造成計画	新規の造成計画はない。
民間活用	予定していない。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

土地売却の促進	長崎県産業振興財団と企業の設備投資情報の共有及び企業訪問の連携を行い、早期分譲を図る。
売却単価の設定	現在の単価で売却。
企業債	起債の予定はない。
繰入金	起債償還の元金・利息分を一般会計から繰り入れている。
資産の有効活用等による収入増加の取組	公共工事等の仮設の資材置き場等、一時的に目的外使用により賃貸を実施。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	該当なし。
職員給与費	該当なし。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性

* 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業について記載すること。

公営企業として実施する 必 要 性	企業誘致及び地場企業の増設用地として雇用や新たな職種の創出を図り、地域経済の活性化に資するものとして必要だと考える。
----------------------	--

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の検証を行った上で、企業ニーズや社会情勢の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。
-------------------------	--

松浦市工業団地造成事業経営戦略

団 体 名 : 松浦市

事 業 名 : 松浦市工業団地造成事業特別会計

策 定 日 : 令和 3 年 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事 業 開 始 年 月 日	平成29年7月18日
職 員 数	0 人	事 業 の 種 類	内陸工業用地等造成事業
施 工 地 区	松浦市志佐町栢木免		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	特になし。	
	イ 指定管理者制度	特になし。	
	ウ PPP・PFI	特になし。	

(2) 土地造成状況等

施 工 地 区 名	堂山工業団地	
土地造成状況 (平成30年度までに造成) (令和3年度までに売却) *1	ア 総 事 業 費	201,452,000 円
	イ 総 面 積	13,625 m ²
	ウ m ² 当たり造成予定単価 (ア / イ)	14,785 円/m ²
	エ 売 却 予 定 代 金 *2	58,800,000 円
	オ 売 却 予 定 面 積	9,800 m ²
	カ m ² 当たり売却予定単価 (エ / オ)	6,000 円/m ²
	キ 事 業 費 回 収 率 (エ × 100 / ア)	29 %
元 利 金 債 発 行 状 況 (令和10年度までに償還)	発 行 額 累 計	161,200,000 円
造 成 地 処 分 状 況 (令和2年度) ※直近年度分を記載	ア 売 却 代 金	0 円
	イ 売 却 面 積	0 m ²
	ウ m ² 当たり売却単価 (ア / イ)	0 円/m ²

*1 造成が開始された地区であって処分が完了していない地区について記載すること。

*2 一部売却済の土地については、当該土地の売却価格とすること。

売出土地については、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額とすること。

未売出土地については、完成後の販売予定価格、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額又は近傍類似の土地の価格変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額とすること。

(3) 現在の経営状況

事業費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	0%	H30	0%	R1	0%
企業債残高 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	161,200千円	R1	153,978千円
上記のうち満期一括 償還企業債残高 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
上記のうち、5年以内に 償還期限が到来するもの ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
売却用土地の時価評価(相当)額 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	58,677千円	R1	52,797千円
企業債償還のための 積立金残高 ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
他会計補助金累計額 ※過去3年度分を記載	H29	7,656千円	H30	7,869千円	R1	15,443千円
売却予定地計画 年度経過率 ※過去3年度分を記載	H29	0%	H30	100%	R1	100%

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】
 造成費用が先行し、企業誘致による進出企業への土地売却が現時点で見込めていない。平成30年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

(4) 賃貸方式により造成地等を活用する場合における活用状況

公共工事等の仮設の資材置き場等、一時的に目的外使用により賃貸を行っている。

2. 将来の事業環境

(1) 周辺の社会経済情勢の状況

※周辺の社会経済情勢について、予測の方法(考え方)等も含め分かりやすく記載すること。

令和2年10月期における長崎県内経済情勢報告(長崎財務事務所)によると、経済情勢の総括判断は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、一部持ち直しの動きがみられる」となっている。先行きについても各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。
 企業収益は、「令和2年度は、増益見込み」となっており、全産業で前年比23.4%の増益見込みとなっている。一方、設備投資については、「令和2年度は、減少見込み」とされており、全産業では、前年比0.4%の減少見込みとなっている。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待されるが新型コロナウイルス感染症の影響がある中、地域経済に与える影響に十分注意する必要がある。

(2) 土地造成・処分の見通し

※現在造成している土地処分の見通しと(1)を踏まえ、企業誘致活動の状況等の土地造成、処分の見通しを記載すること。
 平成30年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

施 工 地 区 名	堂山工業団地					
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
造成実績・計画						
造成面積(m ²)						
処分実績・計画						
売却面積(m ²)	9800					9,800
売却単価(千円/m ²)	6,000					6,000
土地売却収入(千円)	58,800					58,800
当該年度末(予定)未売却面積(m ²)	0					0

(3) 組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。
 該当なし

3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
 造成費用が先行し、造成完了後、土地の売却代金が収入となるため、早期の土地の分譲が必要。平成30年から分譲を開始し、年数も経過していることから、企業誘致と併せ地場企業の増設用地としての利活用も検討し早期分譲を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今後投資の計画はない。
-----	-------------

※計画期間内に実施する主な投資の内容(造成地区名、時期、金額など)について、図表なども適宜用いながら、分かりやすく記載すること。
※また、収支計画の策定に当たって反映した取組について、内容(対象造成地区、時期、金額など)を記載すること。
<取組例>
・既存の造成計画の見直し
・新規の造成計画
・民間の資金・ノウハウ等の活用に関する事項
・その他

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	歳出は、起債の償還のみとなっている。 償還の財源は、一般会計からの繰入金及び分譲収入を充てているため、早期の分譲を目指す。
-----	--

※財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の積算の考え方等について記載すること。
※また、収支計画の策定に当たって反映した財源確保の取組について、内容(対象造成地区、時期、金額など)を記載すること。
<取組例>
・土地売却の促進
・売却単価の設定
・資産の有効活用(例:遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、太陽光発電など)に関する事項
・その他

歳出は、起債の償還のみとなっている。
償還の財源は、一般会計からの繰入金及び分譲収入を充てているため、早期の分譲を目指す。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※投資以外の経費(委託料、人件費など)の積算の考え方等について記載すること。
※また、収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組(包括的民間委託、指定管理者制度の導入等の取組も含む。)について、内容(対象地区、時期、金額など)を記載すること。
<取組例>
・委託料に関する事項
・職員給与費に関する事項
・その他

投資以外の経費について、該当なし。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

既存の造成計画の見直し	既存の造成計画の見直しはない。
新規造成計画	新規の造成計画はない。
民間活用	予定していない。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

土地売却の促進	長崎県産業振興財団と企業の設備投資情報の共有及び企業訪問の連携を行い、早期分譲を図る。
売却単価の設定	現在の単価で売却。
企業債	起債の予定はない。
繰入金	起債償還の元金・利息分を一般会計から繰り入れている。
資産の有効活用等による収入増加の取組	公共工事等の仮設の資材置き場等、一時的に目的外使用により賃貸を実施。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	該当なし。
職員給与費	該当なし。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性

* 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業について記載すること。

公営企業として実施する 必 要 性	企業誘致及び地場企業の増設用地として雇用や新たな職種の創出を図り、地域経済の活性化に資するものとして必要だと考える。
----------------------	--

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の検証を行った上で、企業ニーズや社会情勢の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。
-------------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
収益的 収入	1	総	収益(A)	762	720	767	566	374	160	140	122						
		(1)	営業	収益(B)													
			ア	土地等売却													
			イ	受託工事													
			ウ	その他													
		(2)	営業	外収益	762	720	767	566	374	160	140	122					
			ア	他会計繰入金	762	720	767	566	374	160	140	122					
			イ	その他													
	収益的 支出	2	総	費用(D)	762	720	767	566	374	160	140	122					
			(1)	営業	費用												
			ア	職員給与													
				うち退職手当													
			イ	その他													
		(2)	営業	外費用	762	720	767	566	374	160	140	122					
			ア	支払利息	762	720	767	566	374	160	140	122					
				うち一時借入金利息													
			イ	その他													
		3	収支差引	(A)-(D) (E)													
資本的 収入	1	資本的	収入(F)	102,967	137,035	49,165	46,468	99,711	7,224	7,224	44,911						
		(1)	地方	債	65,000	96,200											
				建設改良費に係る地方債	65,000	96,200											
				元利金債等													
		(2)	他会計	補助金	37,967	40,693	38,638	46,468	40,911	7,224	7,224	1,081					
		(3)	他会計	借入金													
		(4)	固定	資産売却代金					58,800			43,830					
		(5)	国(都道府県)	補助金													
		(6)	工事	負担金													
		(7)	そ	の		142	10,527										
		2	資本的	支出(G)	102,824	126,446	48,259	46,467	99,710	7,223	7,223	44,910					
		(1)	建設	改良費	72,657	96,280	10,871										
				土地買収費・補償費													
				造成費	72,657	96,280	10,871										
				職員給与													
				その他													
		(2)	地方	債償還金(H)	30,167	30,166	37,388	46,467	99,710	7,223	7,223	44,910					
			建設改良費に係る地方債償還金	30,167	30,166	37,388	46,467	99,710	7,223	7,223	44,910						
			元利金債等償還金														
	(3)	他会計	長期借入金返還金														
	(4)	他会計	への繰出金														
	(5)	そ	の														
	3	収支差引	(F)-(G) (I)	143	10,589	906	1	1	1	1	1						

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	143	10,589	906	1	1	1	1	1				
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		1	63									
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	143	10,590	969	1	1	1	1	1				
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	142	10,527										
実 質 収 支	黒 字 (P)	1	63	969	1	1	1	1	1				
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	2.4	2.3	2.0	1.2	0.4	2.2	1.9	0.3				
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)												
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第3条第1項第4号二に規定する 土地収入見込額	(V)	96,861	162,872	162,846	162,846	110,049	110,049	110,049	66,834	66,834	66,834	66,834	66,834
健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した 未売出土地収入見込額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)	273,890	242,920	205,530	159,064	59,356	52,133	44,910					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	176,886	242,920	205,532	159,064	59,356	52,133	44,910					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収支分		762	720	767	566	374	160	140	122				
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		762	720	767	566	374	160	140	122				
資本的収支分		37,967	40,693	38,638	46,468	40,911	7,224	7,224	1,189				
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		37,967	40,693	38,638	46,468	40,911	7,224	7,224	1,189				
合 計		38,729	41,413	39,405	47,034	41,285	7,384	7,364	1,311				